



(日本丸)

事務所通信

2013年9月号
No.99

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 経営者が絶対してはならない5つの事 | P1 | ● 秋雨 | P4 |
| ● 青色専従者給与 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 厚生年金の長期加入者の特例 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

経営者が絶対してはならない5つの事！

第一条 世の中のせいにしらないこと

倒産した会社の経営者のほとんどが、会社の倒産に至った責任を世の中の不況や働きが悪かった社員のせいにしがちです。しかし経営がうまくいかないのを誰かのせいにしても何も解決しないのです。世の中の不況は新たなビジネスチャンスであり、不況こそ、会社の体質改善に向けて、社員や経営者を成長させてくれる試練という構えがまず必要ではないでしょうか。

第二条 公私混同はしないこと

不況期で最初に倒産する会社のほとんどが経営者の公私混同がある会社です。経営者が私利私欲、公私混同と見られていて、社員が残っているのは、

- (1) 他の会社より飛びぬけて待遇がいい
- (2) 経営者の公私混同と比例して社員の公私混同も多めに見てもらえる
- (3) 他の会社で使ってもらえない無能な社員である

…等々の理由で、経営者も経営者なら社員も社員である場合が多いです。

第三条 経営の大局を見失わないこと

不況の時こそまず考えなければならないこと、判断の基準は、自社は何業かということです。飲食や小売、製造業等々の会社が不動産投資に走ったり、株に手を出したりと、本業と関係のない仕事に手を出さないことです。

- ①中小企業は少ない経営資源 ひと・もの・カネを集中投資する必要があります。
- ②自社は何業か？単なる金儲けであれば、まともな社員はついてきません。
- ③何業か明確な会社は、理念や信念が全社員にいきわたり、商売の質や顧客に対する姿勢が違います。

第四条 儲け話に乗らないこと

不況こそ詐欺師の出番です。色々な儲け話が跋扈しています。まず第一に儲け話は人に言わないという原則です。第二に、なぜ自分のところにそんな話が来たかを考えることです。「不況の時にはうまい話はない」を肝に銘じ、紹介以外の仕事は受けないようにしましょう。前金や現金販売以外は、取引をしないことです。

第五条 安売りはしないこと

利益は売上－原価－経費です。売上を下げることは利益を下げることです。利益とは経営者、社員の創造力の総和です。安売りは自分を安売りしていることになります。安売りをしなければ売上が下がるなら、まずやるべきことは、売上が減少していることの原因分析、特に同業他社の儲かっている会社の徹底調査です。

不況は、会社の弱いところ、ムリ・ムダ・ムラがないか、不必要な役員や社員はいないか、商品力やサービス・品質に問題がないか、等々の経営課題をあぶり出してくれる機会を提供してもらっているんだというぐらいの気持ちが必要ではないでしょうか。



CLUE 紙 2月号より

青色専従者給与

《 青色事業専従者給与はここに注意！ 》

1. 専従者給与の概要

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を支払うことがあります。これらの給与は原則として必要経費にはなりません、次のような特別の取扱いが認められています。

青色申告者	一定の要件のもと、実際に支払った給与の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例
-------	--

(注) 青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

2. 青色申告者の専従者給与の要件

① 青色事業専従者に支払われた給与であること

青色事業専従者とは、次の要件のいずれにも該当する人をいいます。

- イ. 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
 - ロ. その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
 - ハ. その年を通じて6月を超える期間(※1) 青色申告者の営む事業に専ら従事していること
- ※1 一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間

② 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること

提出期限は、青色事業専従者給与額を算入しようとする年の3月15日(※2) までです。この届出書には、あおいろ事業専従者の氏名、職務の内容、給与の金額、支給期などを記載することになっています。

※2 その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その開始した日や専従者がいることとなった日から2か月以内

③ 届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること。

④ 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること。

なお、過大とされる部分は必要経費とはなりません。

3. 税務調査の指摘例(事業的規模に該当しない)

青色事業専従者給与は、事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、適用を受けることができません。例えば、一棟貸しなどで、単に不動産所得の賃料収入が多額であるような場合など、社会通念上事業として認められる程度の規模でなければ、専従者給与が認められない可能性があります。

4. 青色事業専従者給与が否認された場合

否認されると、その年におけるその青色事業専従者の職務の内容等に照らして相当と認められる金額を超える部分の金額は青色申告者から贈与により取得したことになります。

厚生年金保険の長期加入者の特例

<長期（44年）加入者の特例>

皆さん長期加入者の特例という優遇措置はご存知ですか？

厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある加入者については早めに年金受給を受けられたり、加給年金を上乗せでもらえたりと、長期加入者に対して優遇される制度が創設されていますのでご参考にしてください。

●創設の背景

平成6年法改正により、老齢基礎年金（定額部分）の支給開始年齢が60歳から64歳に引き上げられました。更に平成12年法改正で老齢厚生年金（報酬比例部分）も支給開始年齢が60歳から64歳まで段階的に引き上げられることになりました。

そこで、厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある長期加入者について、60歳から64歳の間で年金の支給開始年齢に到達していて、退職（被保険者でなくなっている）していれば、44年に達した翌月から本来支給開始が遅れるはずの年金が支給されることになりました。

●長期加入者の特例の条件

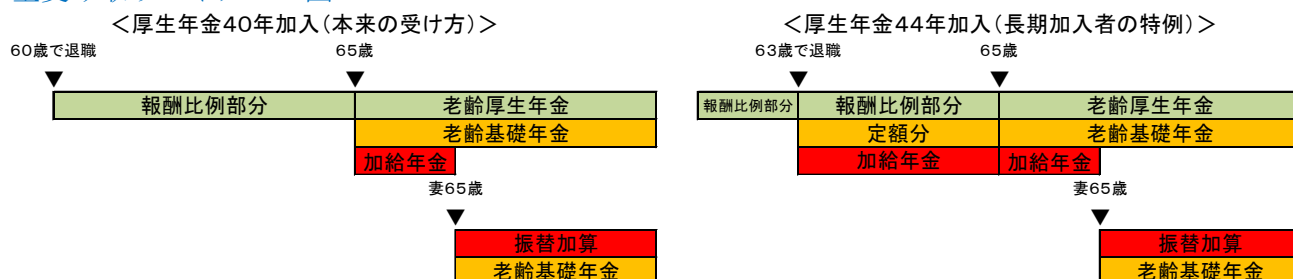
- ①支給開始年齢に到達していること
- ②厚生年金保険の被保険者でないこと
- ③厚生年金保険の被保険者期間が44年以上あること。

●加給年金と振替加算

老齢厚生年金には、一定の要件を満たすことで加給年金という上乗せ制度が用意されています。これは一定の配偶者と子供がいることで受け取れるものであることから「家族手当」のようなものと理解して良いと思います。

また、配偶者が65歳に達するとそれまで夫（妻）に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻（夫）が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻（夫）自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。

●年金受け取りのイメージ図



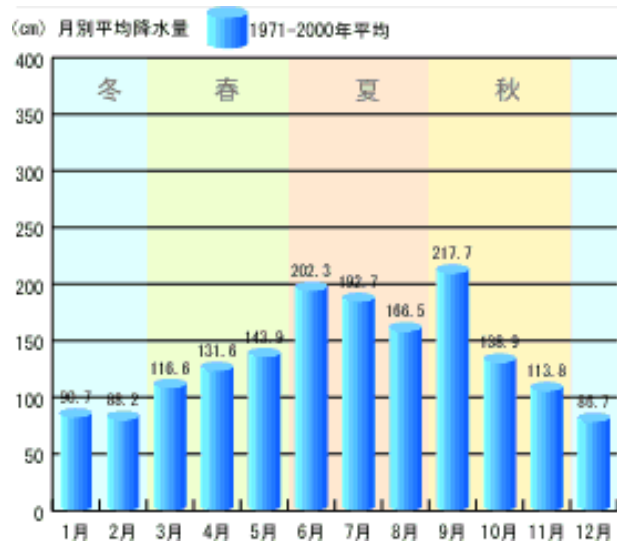
●今後は…

高校卒業後18歳で入社し、62歳まで同じ会社で勤務し厚生年金を払い続けた場合は被保険者期間44年以上を満たすこととなります。また、年金については各個人の就労状態により様々なケースが考えられます。年金定期便や年金事務所の窓口などで確認をしていただき、なるべく多くの年金を受給できるようお願いします。

雨の多い月と言えば、梅雨時の6、7月を思い浮かべがちですが、全国平均でみると、実は9月が最も平均雨量が多いということをご存じでしょうか。

所謂「秋雨」があります。

この秋雨とはどんなものなのでしょうか。



秋雨のメカニズム

夏から秋に季節が移り変わる際、真夏の間本州一帯に猛暑をもたらした太平洋高気圧が南へ退き、大陸の冷たい高気圧が日本海や北日本方面に張り出す。この性質の違う2つの空気がぶつかる所は大気の状態が不安定になり、秋雨前線が発生する。梅雨前線と同じく、前線を挟んで夏の空気と秋の空気が押し合いをしているため、前線は日本上空を南下したり北上したりする、こうして長雨が続く。

秋雨の特徴

梅雨と違って、始まり・終わりが明確でないことが多く、梅雨入り・梅雨明けに相当する発表はない。また、東南アジアから東アジアまでの広範囲で起こる梅雨とは異なり、日本周辺にのみ見られる現象である。

特に秋雨の時期は秋の台風シーズンと重なっているため、台風から秋雨前線に向かって温暖気流が流れ込み、積乱雲が発達して大雨となり、大規模な水害を引き起こすことがある。また、上空に寒気が流れ込んだり、収束線が通過したり、低気圧が発達して前線が発達したりすると、大雨になることがある。

秋雨前線の場合は通過後に寒気がやってくることもあり、通過の前後で気温が数℃～十数℃低下して急に冷え込むことがあるため、高山や寒冷地では雪が降ることもある。



平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A その2

Q1 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。

A1 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施工日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます。

契約書その他の書類を作成しているかどうかは、この経過措置の適用を受ける要件となっていませんが、経過措置の適用があることを明らかにするためには、契約の締結時期や工事内容が経過措置の適用要件を満たすことについて契約書その他の書類により明らかにしておく必要があります。

Q2 当社が受注した建設工事について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置を受けようとする場合、当該工事については、施工日前までに着手しなければならないのですか。

A2 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施工日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます。

したがって、指定日の前日までに工事の請負契約を締結したものであれば、施工日前に着手するかどうか、また、その契約に係る対価の全部又は一部を收受しているかどうかにかかわらず、この経過措置が適用されることとなります。

*工事の請負等に関する税率等の経過措置とは…

事業者が、平成8年10月1日から指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限ります。)については、旧税率が適用されます(改正法附則5③)。

研修予定

9 24				1,000

経営革新等支援機関

...



...

“ Persimmon ”

.....

“ Kaki” “ Sushi” “ Kimono”
“ Oyster”



休日カレンダー



9月(長月) September

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 堀田・池原
15	16	17	18	19	20	21 山口・丸田
22	23	24 テルモ経営研究会	25	26	27	28
29	30					

・網掛けの日が当事務所の休日です。
 (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

9月の税務



- 9月10日 平成25年8月分の源泉所得税・住民税の納付
- 9月30日 平成25年7月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
 平成26年1月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
 平成26年4月、1月、25年10月決算法人の消費税の中間申告、納付
 9月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出



秋といえば…食欲の秋ですね！去年は葡萄狩りに行ってきました。自分で収穫をして食べた葡萄はとても甘く美味しかったです。実りの秋ですので美味しい食べ物が続々と出回ります。食べすぎには十分注意をし、日頃の運動不足を解消するためにも、何かスポーツをしたいです！

〈 笠 原 〉